

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [男女共同参画](#) | [男女共同参画基本法](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

男女共同参画基本法

男女共同参画基本法

少子高齢化の進展等、社会経済情勢が急速に変化する中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、1999年6月23日に制定された法律です。

総則において、男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画等を謳っています。利益分野

また、国及び地方公共団体の責務として、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとしています。その際、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」として男女間の格差を改善するための必要な機会を、男女のいずれか一方に対し積極的に提供することも含んでいます。

国民の責務としては、あらゆる場面において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないと定めています。

第2章以降には、男女共同参画基本計画の策定や男女共同参画会議の設置等について定めています。これらにより、2010年に政府により第3次男女共同参画各基本計画が閣議決定され、10年先を見通した計画が示され、それに基づいて各地方公共団体においても基本計画が策定・実施されています。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.